

身体障害者福祉法第 15 条に規定する医師の指定基準及び手続きについて

1 指定医師とは

身体障害者福祉法に基づく「身体障害者手帳」の交付申請に必要な「身体障害者診断書・意見書」を作成するとともに、その者の障がいと身体障害者福祉法別表に掲げる障がいに該当するかどうか、該当すると判断される場合に、その障がい程度の等級を参考意見として記載していただきます。

2 指定基準について

1 各機能障がいの医療に関係のある診療科名を標榜している病院又は診療所(在宅療養支援診療所を含む)において診療に従事し、かつ、その診断に関する相当の学識経験を有すること。

(1) 経験年数

医師免許取得後、担当しようとする障がいと関係のある診療科について、**5年以上**の経験年数があること。**5年以上**の経験年数のうち**臨床研修病院**(医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する大学に付属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院)において担当しようとする障がいと関係のある分野について原則として**2年以上**の経験があること。

(2) 担当しようとする障がい分野の診断書の作成に必要な身体障害認定基準に定める検査、測定等を適切に実施できること。

(3) 診療科名と担当障がい

診療科名と担当障がいの関連は H21.12.24 付障発 1 2 2 4 第 3 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知のとおりとする。(後記別表参照)

(4) 関係学会認定の専門医・認定医資格

担当しようとする障がいについては、関係学会認定の専門医・認定医資格の取得が望ましい。ただし、聴覚障害については、原則として、耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医資格の取得を必要とする。

2 担当しようとする障がいの原則

担当しようとする障がいは申請医師の**専門分野と最も関係の深い分野**とし、一人の医師につき**原則として 1 つ**とする。ただし関連性が大きなものは複数認める。また、すでに身体障害者福祉法第 15 条により指定を受けている医師が、新たに他の専門分野の障がい分野を特に必要とする場合は、その障がいについて、前記の 1 及び 2 の基準により判断し、複数の担当障がいを認める。

3 市長の指定を受けた医師は、市が主催する身体障害者福祉法第 15 条による指定医師研修会の担当障がい分野を受講するよう努めるものとする。

※ 複数指定を認める診療科(関連性がおおきなもの)

- ・耳鼻いんこう科:「聴覚障害等」(次頁の別表のとおり)
- ・神経内科、リハビリテーション科、脳神経外科:「肢体不自由等」(次頁の別表のとおり)
- ・神経内科、リハビリテーション科:「肢体不自由等」と「そしゃく機能障害」
- ・消化器外科:「ぼうこう又は直腸機能障害」と「小腸機能障害」
- ・泌尿器科:「ぼうこう又は直腸機能障害」と「じん臓機能障害」

別表 診療科名と担当障がい

(H21.12.24 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知により作成)

H27.4.1 一部改正

担当障がい区分	診療科名
視覚障害	眼科, 小児眼科
聴覚障害等 (聴覚, 平衡, 音声・言語, そしゃく機能障害)	耳鼻いんこう科, 小児耳鼻いんこう科, 気管食道・耳鼻いんこう科 注) 聴覚障害は, <u>耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医</u> (以下「 <u>専門医</u> 」という。)に限る (平成 27 年 4 月以降の新規指定から適用)
音声・言語, そしゃく 機能障害	耳鼻いんこう科, 小児耳鼻いんこう科, 気管食道・耳鼻いんこう科, 内科, 気管食道内科, 神経内科, 気管食道外科, 脳神経外科, 形成外科, リハビリテーション科 注) 内科, 脳神経外科は音声・言語のみ
肢体不自由等 (肢体不自由, 平衡, 音声・言語, 視覚・ 聴覚機能障害)	神経内科, 脳神経外科, リハビリテーション科 注) 視覚・聴覚は神経内科, 脳神経外科で腫瘍・神経障がい等による <u>視力・聴力喪失者の診療に限る</u> 注) 聴覚障害は, <u>専門医に限る</u> (平成 27 年 4 月以降の新規指定から適用)
肢体不自由	整形外科, 外科, 小児外科, 内科, 神経内科, 脳神経外科, 形成外科, リウマチ科, 小児科, リハビリテーション科
心臓機能障害	内科, 循環器内科, 心臓内科, 外科, 心臓血管外科, 心臓外科, 胸部外科, 小児科, 小児外科, リハビリテーション科
じん臓機能障害	内科, 循環器内科, 腎臓内科, 人工透析内科, 外科, 移植外科, 小児科, 小児外科, 泌尿器科, 小児泌尿器科
呼吸器機能障害	内科, 呼吸器内科, 気管食道内科, 外科, 呼吸器外科, 気管食道外科, 胸部外科, 小児科, 小児外科, リハビリテーション科
ぼうこう又は 直腸機能障害	泌尿器科, 小児泌尿器科, 外科, 消化器外科, 内科, 消化器内科, 神経内科, 小児科, 小児外科, 産婦人科 (婦人科)
小腸機能障害	内科, 消化器内科, 胃腸内科, 外科, 消化器外科, 腹部外科, 小児科, 小児外科
ヒト免疫不全 ウイルスによる 免疫機能障害	内科, 血液内科, 感染症内科, 呼吸器内科, 外科, 小児科, 産婦人科 注) エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。
肝臓機能障害	内科, 消化器内科, 肝臓内科, 外科, 消化器外科, 移植外科, 腹部外科, 肝臓外科, 小児科, 小児外科

※ 概ね, 上記のとおりですが, 平成 20 年 3 月 31 日以前から標榜していた呼吸器科, 消化器科, 胃腸科, 循環器科, 気管食道科等については, 看板の書き換えなど, 広告の変更を行わない限り, 引き続き認められます。

●新規申請手続きについて●

福岡市保健福祉審議会審査部会開催月（年3回開催、概ね6月、10月及び3月の予定）の前月末までに、次の書類を福岡市障がい者更生相談所へ提出してください。（郵送可）

- (1) **身体障害者福祉法指定医師申請書**（福岡市所定の様式）
- (2) **経歴書**（福岡市所定の様式）
- (3) **医師免許証の写し**（A4サイズに縮小して提出してください。）
- (4) **専門医・認定医証の写し**（取得しているものすべて）

審査・指定について

医師の指定日は、福岡市保健福祉審議会審査部会の意見を聴いたうえで、審査部会の翌月一日付けて指定します。

指定内容は、指定された医師本人に対して医師指定書を交付し、お知らせします。

●異動・辞退届について●

- (1) 勤務先や氏名等に異動がある場合、及び指定を辞退する場合は、**身体障害者福祉法指定医師 異動・辞退届**を提出してください。なお、福岡市外に異動した場合に、異動先でも指定を受けたい場合は、異動先（医療機関）の所在地の都道府県または政令指定都市、中核都市の担当課へご相談ください。
- (2) 福岡市で指定を受けた医師が、転勤などで所属医療機関が福岡市外になった場合は、異動届により本市の指定医師名簿から削除しますが、後日、福岡市内に再転入したときに異動届を提出していただければ、指定医師名簿に再登録をします。

●福岡県内からの転入届について●

（福岡県、北九州市、久留米市で指定を受けている場合）

- (1) **身体障害者福祉法指定医師 転入届**（福岡市所定の様式）
- (2) **経歴書**（福岡市所定の様式）
- (3) **福岡県、北九州市、久留米市で交付された指定書の写し**
- (4) **専門医・認定医証の写し**（取得しているものすべて）

なお、福岡市の指定基準に照らし指定の適否に疑義がある場合は、福岡市保健福祉審議会審査部会で審議をします。

※ その他

- (1) 指定医師については、障がい者更生相談所及び各区福祉・介護保険課備え付けの「指定医師名簿」に登載し、「身体障害者診断書・意見書」に関する相談業務に活用します。
- (2) 医師の指定は都道府県または政令指定都市、中核都市毎に行いますが、管轄地以外の住民に対しても「身体障害者診断書・意見書」を作成することができます。
- (3) 福岡県以外の都道府県または政令指定都市、中核都市で指定を受けていて、過去に福岡市で指定を受けたことがなければ、福岡市に転入したときは、福岡市では新規として取り扱いますので、必ず申請を行い、福岡市の指定を受けてください。